

旧岩手県庁舎第二分庁舎跡地の活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

岩手県総務部管財課

1 調査の目的

旧岩手県庁舎第二分庁舎は、岩手県職員の研修施設等として使用してきたところですが、建物等の老朽化に伴い、平成 26 年に建物等を解体撤去しました。

その後、跡地の活用を希望する方への短期貸付を随時行ってきたところですが、更なる跡地の活用を図るため、民間における活用の可能性を把握し、今後の処分等に向けた検討の参考とすることを目的として、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施するものです。

2 旧岩手県庁舎第二分庁舎跡地の概要

所在地	盛岡市高松二丁目 286 番 7 号（地番） 盛岡市高松二丁目 2 番 46 号（住所）
敷地面積	4,167.67 m ² （実測面積） （うち約 105 m ² は市道等として使用されているため本調査の対象外）
現況	更地
工作物	フェンス、擁壁、側溝
地目	宅地
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率：60% 容積率：200%）
その他 （特記事項）	・ 埋設物あり（建物基礎コンクリート 6 箇所、ガス管） ・ 隣接地所有者が通行等のために使用している箇所あり ・ 擁壁が隣接地所有者の敷地に越境している箇所あり ・ 敷地斜面から隣接地への土砂流出を防止するためのシートを敷いている箇所あり ・ 電柱（本柱 3 本、支線 2 本）あり ・ 建物建設後に使用可能な給水装置あり

3 サウンディングの内容

（1）対象事業者

旧岩手県庁舎第二分庁舎跡地の活用に関心のある法人又は法人のグループで、次に掲げる項目の全てを満たすことを条件とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立がなされている者（手続開始決定後の者は除く。）など経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
また、その統制のもとにないこと。

(2) サウンディングの項目

- ア 跡地の活用の形態（購入又は貸付）
- イ 跡地の活用方法
 - ・跡地の活用アイディア
 - ・想定する跡地活用プラン
 - ・整備・開発等のスケジュール
 - ・跡地の活用にあたっての要望等
- ウ その他

4 本調査のスケジュール

内容	時期
実施要領の公表	令和8年5月22日(金)
現地説明会の参加申込期限	6月2日(火) 17時
現地説明会の実施	6月16日(火)
事前質問の受付期限	6月23日(火) 17時
事前質問の回答予定	6月30日(火)
サウンディング参加申込期限	7月6日(月) 17時
サウンディング実施日時等の通知	7月8日(水)
調査票の提出期限	7月17日(金) 17時
サウンディングの実施	7月28日(火)又は29日(水)
サウンディングの実施結果の公表	8月下旬

※上記のスケジュールは現時点の予定であり、日程が変更となる場合があります。
※現地説明会に参加しない場合であってもサウンディングに参加することができます。

5 現地説明会

現地説明会への参加を希望する場合は、様式1「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、令和8年6月2日(火) 17時までに電子メールにてお申し込みください。

6 事前質問の受付と回答

本調査に関して質問がある場合は、質問事項を様式2「事前質問票」に記載の上、令和8年6月23日(火) 17時までに電子メールにて提出してください。質問に対する回答は、令和8年6月30日(火)までに質問をいただいた事業者様に電子メールにて行うとともに、本実施要領を掲載している岩手県公式ホームページで公表します（事業者名等は非公表とします）。

なお、質問内容によっては回答できない場合もありますので、御了承ください。

7 サウンディング

(1) 申込方法

サウンディングへの参加を希望する場合は、様式3「サウンディング参加申込書」に必要事項を記入の上、令和8年7月6日(月)17時までに電子メールにてお申し込みください。

(2) サウンディング実施日時等の通知

サウンディングへの参加申込をいただいた法人(グループの場合は代表事業者)の担当者あてに、令和8年7月13日(月)までに電子メールにて実施日時等について御連絡します。

なお、応募多数の場合は、希望日程外での参加をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 調査票の事前提出

サウンディング事項に関する意見や考え等を記載した様式4「調査票」を令和8年7月17日(金)17時までに電子メールにて提出してください。

なお、調査票以外の資料がある場合は、併せて電子メールにて提出してください。

(4) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和8年7月28日(火)又は29日(水)

イ 所要時間

30分~60分程度

ウ 場所

盛岡市内(別途通知)又はオンライン

(5) サウンディングの結果概要の公表

- ・ サウンディングの実施結果の概要について、令和8年8月下旬に岩手県公式ホームページにおいて公表する予定です。
- ・ 参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たり、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

8 留意事項

(1) 本調査は、今後の利活用の検討における参考とさせていただくものであり、事業内容や事業を決定するものではありません。

(2) サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

- (3) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の観点から、個別に行います。
- (4) サウンディングへの参加に要する費用（書類作成、サウンディング会場までの交通費等）は、全て参加事業者の負担とします。
- (5) 提出いただいた書類は返却しません。なお、サウンディング等により知り得た情報は、本調査の目的以外には用いません。
- (6) 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。
- (7) 本調査終了後、対象地を売却する場合の引渡しの状態は現状有姿とします。

9 問い合わせ先及び申込（提出）先
岩手県総務部管財課財産管理担当
担当者：渡部
電 話：019-629-5037
メール：AH0005@pref.iwate.jp